

確定申告に必要なもの

対象者	必要な書類（提出または提示）	
すべての人	<ul style="list-style-type: none"> 前年分の申告書の控え（お持ちの人）、利用者識別ID・パスワード（お持ちの人） 申告書または「確定申告のお知らせ」はがき、印鑑（認印） 本人確認書類の提示または写し ※マイナンバーは、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要 ※本人確認書類は、申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類（通知カードか住民票等）と身元確認書類（運転免許証かパスポート等） 還付金がある人は、申告者名義の口座番号がわかるもの（通帳等） 	
右の所得のある人	給与、公的年金等	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 ※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行 ☎ねんきんダイヤル ☎0570 - 05 - 1165
	事業、農業、不動産	<ul style="list-style-type: none"> 収支計算書（あらかじめ作成しておいてください） 畜産農家の人は、令和2年中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況などを整理した牛台帳、売却証明書
	雑、一時所得	収入・経費が分かる書類
右の控除を受ける人	医療費控除	医療費控除の明細書（医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください）、医療費通知「医療費のお知らせ」等
	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書。紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。 ☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 - 003 - 004
	生命保険・地震保険料控除	支払保険料の証明書
	寄附金控除	寄附金領収書等
	障害者控除	障害者手帳等
	住宅借入金等特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等

お知らせ

確定申告の受付

2月16日(火) ~ 3月15日(月)

☎所得税等について 洲本税務署 ☎24-1212
市・県民税について 税務課 ☎43-5213

2月16日から所得税の確定申告および市・県民税申告の受付が始まります。

新型コロナウイルス感染対策の観点から、電子申告や郵送、市民交流センターの預かりサービスを利用した申告書の提出をお願いします。来庁して申告をする人は、検温やマスク着用等の対策にご協力をお願いします。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きです。

確定申告が必要な人

- 1 事業・農業・不動産などの所得がある人
- 2 保険の満期金や不動産等の売却収入等がある人
- 3 給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の人は、申告が必要です。
 - ・給与の年収が2000万円を超える人
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額（農業所得などの合計が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
 - ・給与を2力所以上から受けている、かつ、その給与の全額が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）

との合計額が20万円を超える人

- 4 公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
- 5 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人

確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。源泉徴収税額のない場合には、還付される税金はありません。

なお、給与所得者や、公的年金等に係る所得がある人で確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

- ・災害や盗難にあつた人
- ・多額の医療費を支払った人
- ・国や地方公共団体等に寄附をした人
- ・住宅ローンの融資を受けて

マイホームを取得した、または増改築をした人がある人

・年末調整していない控除額がある人

市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がある人は申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告を行った人
- ・令和2年中の所得が、1カ所からの給与または公的年金（遺族年金・障害者年金を除く）のみの人
- ※所得がない人も「0円」の申告をお願いします。国民健康保険税における軽減制度（一定所得金額以下）の適用、公営住宅入居の判定、所得証明書の発行等に支障をきたす場合があります

給付金や助成金は申告が必要なお金？

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して給付金や助成金が支給された場合、この所得を申告する必要がありますか、ないかは、法令で定められています。具体例は次のとおりです。

▽非課税となる給付金等（申告が不要）

特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金

▽課税対象となる給付金等（申告が必要）

持続化給付金、家賃支援給付金、農林漁業者への経営継続補助金、雇用調整助成金

※詳しくは、国税庁ホームページ、または市ホームページをご覧ください

郵送や市民交流センターの預かりサービスをご利用ください

申告書の提出には、郵送、市民交流センターの預かりサービスをご利用ください。申告に必要な用紙は、市民交流センター、市役所本館に設置しています。

※市民交流センターには、申告書、農業所得の収支内訳書、医療費控除明細書、添付書類台紙、申告手引書のみ設置しています。これらの書類以外は、市役所本館または洲本税務署に設置しています。また、ホームページ（国税庁または市）から用紙を印刷することもできます

1 市民交流センターの預かり

ます。

1 申告書を印刷する方法

画面の案内に従って金額等を入力すれば自動計算されます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して、税務署に向く必要がなく、提出できます。

また、マイナンバーカードとICカードリーダーライタをお持ちでない人や、スマートフォンを利用して申告したい人でも、事前に洲本税務署に「ID・パスワード方式の手続き」を申込みしていただければ、e-Taxを利用できます。

2 電子送信（e-Tax）による方法

画面の案内に従って金額等を入力すれば自動計算されます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して、税務署に向く必要がなく、提出できます。

また、マイナンバーカードとICカードリーダーライタをお持ちでない人や、スマートフォンを利用して申告したい人でも、事前に洲本税務署に「ID・パスワード方式の手続き」を申込みしていただければ、e-Taxを利用できます。

詳しくは、e-Taxヘルプデスクまたは洲本税務署までお問合せください。

☎ e-Tax ヘルプデスク ☎0570・01・59001

☎ 洲本税務署 ☎24・1212

この機会に「e-Tax」を始めてみよう

自宅のパソコンや、お持ちのスマートフォンを使って、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、申告書を作成し、提出することができます。

作成方法は2通りあり、1 パソコン上で作成した申告書を印刷し、郵送等で税務署に提出する方法と、2 パソコンやスマートフォンで作成した申告書を電子送信して提出する「e-Tax」方式があります

（次のページに続く）